

## 駐車場法施行令の一部改正（案）について

### 1．背景

(1) 路外駐車場の構造及び設備の基準については、駐車場法第11条において、駐車のために供する部分の面積（以下「駐車面積」という。）が500平方メートル以上のものについて、政令で定める技術的基準によることとされている。これを受けて、駐車場法施行令（以下「政令」という。）では、路外駐車場の出入口、車路等の具体的な基準を定めている。

(2) このうち、路外駐車場の出入口については、政令第7条において、

前面道路の道路交通の円滑と安全を阻害しないため、次の箇所に設置してはならないこととされている。

- ・ 道路交通法第44条に掲げる道路の部分（駐停車禁止場所）
- ・ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5メートル以内の道路の部分
- ・ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から20メートル以内の道路の部分
- ・ 橋
- ・ 幅員が6メートル未満の道路又は縦断勾配が10パーセントを超える道路

ただし、道路交通法第44条第1号に掲げる部分のうちトンネル又は橋に設ける路外駐車場であって、国土交通大臣が、関係道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴いた上、道路交通の円・安全に支障がないと認めた場合は、上記の規制の適用外とする。

また、駐車面積が6千平方メートル以上の路外駐車場については、当該駐車場に出入りする自動車相互の錯綜による危険をさけるため、出口と入口を分離した構造とし、かつその間隔を道路に沿って10メートル以上としなければならないこととされている。

(3) これらの規定については、都市における土地の有効活用等の観点から、規制の弾力化が求められているところであり、総合規制改革会議第2次答申（平成14年12月12日）において、平成15年度内に結論を得ることとされていたところである。

### 2．改正の概要（案）

丁字交差点及び丁字交差点から5メートル以内の道路の部分であって、国土交通大臣が関係の道路管理者及び都道府県公安委員会と協議して、道路の円滑・安全の確保に支障がないと認めるものについては、路外駐車場の出口又は入口の設置禁止に係る規制の適用外とする。

前面道路が中央帯によって往復の方向別に分離されている場合には、出口及び入口の10メートル以上離隔に係る規制の適用外とする。

### 3．施行時期

この制度改正は、パブリックコメントを経た後、関係機関との調整が終了次第施行します。

